

機 関

理事会(決議)

- 一、支部選出の理事を以て組織す 區支部聯合より選出せず
- 二、理事の選出は組合員一〇〇名迄一名 一〇〇名以上三〇〇名迄は二名 三〇〇名以上は三名
- 三、理事会は毎月一回開催す 緊急の際は臨時開催す

支部長會議(諮問)

- 四、支部長を以て組織す
- 五、三ヶ月に一回の割合にて開催す 必要ある場合は臨時開催す
- 六、區支部聯合委員長會議
- 七、臨時開催す

區支部聯合委員會(行動の統)

- 八、支部選出委員を以て組織す
- 九、臨時開催す

附 本委員會は區の活動範圍の爲めの執行機關である 従つて支部と力関係に於ては支部の権限を越えなうこと 従前の通りである

會計會議(報告)

- 十、横濱年會及支部會計を以て組織す
- 十一、毎年二回四月十月に開催す
- 十二、會計は従来通り支部より支部へ送附する
- 十三、組合費五十銭の割当は

本部	八十四銭	組合本部	十七銭
内 講	二十一銭	月會本部	六銭
内 簿	五銭	聯合本部	一銭
支部	八十二銭	支部	二十一銭
支部	八十二銭	區聯合會	五銭

但し聯合會費は十月より

役員選出方法

- 一、支部長は理事を兼任することが出末ない
- 二、區聯合委員長は理事を兼任することが出末ない